



本部
申2号

「乗務員勤務制度の見直しについて」に関する説明申し入れ(その2)を提出する!

この間、本部は「乗務員勤務制度の見直し」の説明申し入れを38項目提出し、団体交渉をしてきました。しかし職場では「安全が確保されるのか不安」「多様な働き方と効率性が本当に向上するのか疑問」などの声が挙げられ、提案内容とスケジュールのタイトさに不安や戸惑いを感じているのが現実です。

JR東労組は、安全第一を貫き、会社発展を通じた組合員の幸せのために労使議論を尽くします。そして、制度見直しの目的と内容を十分に議論する環境を労使で創ることが喫緊の課題です。本部は、26年間運用してきた現行制度によって労使で築き上げた“安全と働きがいの確保”に対する認識を一致させ、職場の不安と疑問の声に応えるため、本部は下記の34項目(一部要約)を本社に申し入れました。今後、団体交渉を行います。

【概要について】

1. 乗務労働の特殊性と手当は密接に関係しているため、賃金改正について速やかに提案すること。
2. 現行の乗務員勤務制度の問題点が「硬直的である」とする根拠を具体的に明らかにすること。
3. 制度見直しにおいて安全性が向上する根拠を具体的に明らかにすること。
4. 制度見直しで、具体的に改善される内容を明らかにすること。
5. 専門性を持った乗務員の育成について、これまでの成果を明らかにすること。
6. 「輸送サービススタッフ」に至るまでの乗務員の働き方の変化に対する考えを明らかにすること。
7. 「人ならではの創造的な仕事」について明らかにすること。
8. 現在の新規乗務員養成数を明らかにするとともに、今後の考え方を明らかにすること。



【多様な働き方の実現について】

9. 稠密線区における支社別と線区別の乗務効率の変化を具体的に明らかにすること。
10. 拘束時間延長と乗務キロ増加による疲労度を考え、体調管理と安全向上策を明らかにすること。
11. 育・介A適用者と指導担当等及び主務本線乗務員の人数に対する短時間行路数適用の考え方を明らかにすること。
12. 指導担当等・支社社員・当務主務が乗務した場合、労働基準法施行規則第32条及び第32条の2に基づいた、労働時間と休憩時間について明らかにすること。
13. 短時間行路枠を標準数の算出基礎とするのか明らかにすること。
14. 短時間行路に乗務する対象者に対する予備組の勤務指定の有無について明らかにすること。
15. 短時間行路に乗務する育児・介護勤務適用者にとってのメリット・デメリットを明らかにすること。
16. 就労と育児・介護の両立が出来ないために退職した人数を明らかにすること。
17. 地方線区で育・介Aの希望者がいる場合、職場ごとの日中帯における短時間行路設定の有無を明らかにすること。
18. 行路選択の締切日までに調整できない場合など、勤務発表後の勤務変更の考え方を明らかにすること。
19. 勤務指定表の発表時における勤務の未充当の可能性について考え方を明らかにすること。
20. 地上勤務と乗務労働の違いを明らかにすること。
21. 短時間行路に乗務する指導担当等にとってのメリット・デメリットを明らかにすること。
22. 短時間行路に乗務する支社社員にとってのメリット・デメリットを明らかにすること。
23. 短時間行路に乗務する当務主務にとってのメリット・デメリットを明らかにすること。
24. 支社社員が平成30年度末ダイヤ改正から短時間行路の乗務を実施するのか明らかにすること。

【効率性の更なる追求・働きがいの創出・その他について】

25. 短時間行路における異常時や突発等に対しての、乗務員手配の順序を明らかにすること。
26. 短時間行路に乗務する指導担当等と当務主務に指定される主務職の指定期間・選考の考え方を明らかにすること。
27. 支社社員の土休日勤務と休日出勤での乗務についての考え方を明らかにすること。
28. 短時間行路に乗務する支社社員の在宅休養時間の考え方について明らかにすること。
29. 支社社員に、他の乗務員と同様に急遽の教育・訓練の必要が生じた場合の考え方を明らかにすること。
30. 制度見直しで、事務職の業務量と業務内容がどう変化するのか明らかにすること。
31. 技術専任役が短時間行路に乗務することがあるのか明らかにすること。
32. 育・介A適用者の月間積算の考え方を具体的に示すこと。
33. 欠在した場合の期末手当・昇職・人事考課等の影響を明らかにすること。
34. 主務職の教育手当と「当務主務」の手当について明らかにすること。

安全・健康・ゆとり・働きがいのある
制度を創るため、提案内容に真剣に
向き合い、職場集会で議論を深めよう!